

# 令和4年度中に保険期間が始まる 収入保険に加入された皆様へ

保険料の一部補助を実施します  
(収入保険加入者支援事業)

肥料をはじめとする農業生産資材価格高騰の影響を受ける農業者の皆様の、農業経営の負担を軽減するため、以下のとおり保険料の一部助成を行います。

## 対象となる方

以下の条件をすべて満たす方

- (1) 県内に住所を有する者 (法人にあつては、本店又は主たる事務所を県内に有する者)
- (2) 令和4年4月1日～令和5年3月31日を保険期間の開始時期に含む収入保険に加入した農業者 (個人・法人)  
※継続者も対象となります。  
※令和4年度収入保険加入促進事業の補助対象者は本事業の対象にはなりません。
- (3) 岐阜県農業共済組合を通じて (オンライン申請含む)、保険加入手続きを行っていること。

## 補助金額

- ・ 保険料 (積立金・付加保険料除く)  $\times 2/5$   
※ 100円未満の端数は切り捨て  
※ 補助金額の上限は2万円 (保険料が5万円以上の方は一律2万円)  
※ 補助金は、岐阜県農業共済組合を通じて支払います。



## その他

- ・ 補助を受けるためには、岐阜県農業共済組合へ必要書類を提出する必要があります。
- ・ 補助要件を満たさなくなった場合や保険料再算定の結果、保険加入時に比べて保険料が低くなった場合など、岐阜県や岐阜県農業共済組合が定める補助金返還の要件に該当した場合は、受け取った補助金の全部または一部の返還を求めます。

---<補助金額の計算例>---

(ア) 保険料が25,555円の場合  
 $25,555円 \times 2/5 = 10,222$   
→ 100円未満切捨てにより10,200円

補助金の交付を受けた後、再算定により保険料額が低くなった場合は、100円単位で補助金を返還していただく必要があります。  
(ア) の方の保険料が24,555円となった場合  
 $24,555円 \times 2/5 = 9,822円$   
→ 100円未満切捨てにより9,800円

返還額400円  
(10,200円 - 9,800円)

## 補助対象者について

### 【個人の場合】

- 令和5年1月1日～12月31日を保険期間とする収入保険に加入した方  
※ 上記保険期間の保険料 (積立金・付加保険料除く) が5万円以上の新規加入者は除く

### 【法人の場合】

- 令和4年4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和5年1月、2月、3月のいずれかを保険期間の始期とする収入保険に加入した方  
※ 上記保険期間の保険料 (積立金・付加保険料除く) が5万円以上の新規加入者は除く

## お問い合わせ・申請は

岐阜県農業共済組合最寄りの支所または本所まで

岐阜支所 TEL:058-201-0157  
西濃支所 TEL:0584-64-6667  
中濃支所 TEL:0575-22-1008

東濃支所 TEL:0573-25-8805  
飛騨支所 TEL:0577-35-0310  
本所 TEL:058-270-0082